

水戸市告示第60号

令和2年度水戸市就労継続支援事業所支援金交付要項を次のように定める。

令和3年3月1日

水戸市長 高橋 靖

令和2年度水戸市就労継続支援事業所支援金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生産活動が停滞し、減収している就労継続支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第5条第14項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）を行う事業所をいう。以下同じ。）を運営する法人に対し、その生産活動の継続に必要な費用を補助し、利用者の賃金及び工賃の確保を図るため、予算の範囲内において、就労継続支援事業所支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、市内に所在する次の各号のいずれにも該当する就労継続支援事業所（以下「支援対象事業所」という。）を運営する法人とする。ただし、国又は県が実施する持続化給付金、小規模事業者持続化補助金、家賃支援給付金その他の本要項に基づく支援金と主旨を同じくする支援（当該支援対象事業所に係るものに限る。）を受けている法人は、支援金の交付の対象としない。

- (1) 第5条の規定による申請をする日の属する月において、就労継続支援を実施していること。
- (2) 令和2年3月までに就労継続支援を開始しており、今後も就労継続支援を継続する意思を有すること。
- (3) 令和元年度分の賃金又は工賃の支払に係る実績を市に報告していること。
- (4) 次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 次に掲げる就労継続支援の開始後の最初の生産活動収入が発生した月（以下「初回収入発生月」という。）が属する期間の区分に応じ、それぞれ次に定める月があること。

- (ア) 平成30年12月以前 令和2年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により、1か月の生産活動収入額が、前年同月比で50パーセント以上減少した月
- (イ) 平成31年1月から令和元年12月まで 令和2年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により、1か月の生産活動収入額が、初回収入発生月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入額と比較して50パーセント以上減少した月
- (ウ) 令和2年1月から同年3月まで 同年4月以降に、新型コロナウイルス感染症

の影響により、1か月の生産活動収入額が、初回収入発生日から令和2年3月までの月平均の生産活動収入額と比較して50パーセント以上減少した月  
イ 次に掲げる初回収入発生日が属する期間の区分に応じ、それぞれ次に定める期間があること。

(ア) 平成30年12月以前 令和2年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により、連続する3か月間の生産活動収入額が、前年同期比で30パーセント以上減少した期間

(イ) 平成31年1月から令和元年12月まで 令和2年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により、連続する3か月間の生産活動収入額が、初回収入発生日から令和元年12月までの月平均の生産活動収入額に3を乗じた額と比較して30パーセント以上減少した期間

(ウ) 令和2年1月から同年3月まで 同年4月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により、連続する3か月間の生産活動収入額が、初回収入発生日から同年3月までの月平均の生産活動収入額に3を乗じた額と比較して30パーセント以上減少した期間

(支援対象経費)

第3条 支援金の交付の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、支援対象事業所において支出する就労継続支援に係る次の各号に掲げる費用のうち市長が適当と認めるものとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に要する費用
- (2) 販路の拡大に要する費用
- (3) 生産活動の転換に要する費用
- (4) 在庫の整理及び保管に要する費用
- (5) 広報活動に要する費用

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、1の支援対象事業所につき、支援対象経費の額又は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（当該額が500,000円を超える場合にあつては、500,000円）のいずれか低い額の範囲内で市長が定める額とし、1の支援対象者につき、2,000,000円を上限とする。

(1) 第2条第4号アに該当する支援対象事業所（同号ア及びイのいずれにも該当する支援対象事業所にあつては、次号の規定により算出した額がこの号の規定により算出した額より低い場合に限る。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第2条第4号ア(ア)に該当する支援対象事業所 前事業年度の年間の生産活動収入額から同号ア(ア)に定める月（該当する月が複数ある場合にあつては、生産活動収入の減少した割合が最も高い月）の生産活動収入額に12を乗じた額を減じて得た額

イ 第2条第4号ア(イ)に該当する支援対象事業所 初回収入発生日から令和元年12月までの月平均の生産活動収入額に12を乗じた額から同号ア(イ)に定める月（該当する月が複数ある場合にあつては、生産活動収入の減少した割合が最も高い月）の

生産活動収入額に12を乗じた額を減じて得た額

ウ 第2条第4号ア(ウ)に該当する支援対象事業所 初回収入発生月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入額に12を乗じた額から同号ア(ウ)に定める月(該当する月が複数ある場合にあっては、生産活動収入の減少した割合が最も高い月)の生産活動収入額に12を乗じた額を減じて得た額

(2) 第2条第4号イに該当する支援対象事業所(同号ア及びイのいずれにも該当する支援対象事業所にあっては、前号の規定により算出した額がこの号の規定により算出した額より低い場合に限る。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第2条第4号イ(ア)に該当する支援対象事業所 前事業年度の年間の生産活動収入額から同号イ(ア)に定める期間(該当する期間が複数ある場合にあっては、生産活動収入の減少した割合が最も高い期間)の生産活動収入額に4を乗じた額を減じて得た額

イ 第2条第4号イ(イ)に該当する支援対象事業所 初回収入発生月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入額に12を乗じた額から同号イ(イ)に定める期間(該当する期間が複数ある場合にあっては、生産活動収入の減少した割合が最も高い期間)の生産活動収入額に4を乗じた額を減じて得た額

ウ 第2条第4号イ(ウ)に該当する支援対象事業所 初回収入発生月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入額に12を乗じた額から同号イ(ウ)に定める期間(該当する期間が複数ある場合にあっては、生産活動収入の減少した割合が最も高い期間)の生産活動収入額に4を乗じた額を減じて得た額

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、就労継続支援事業所支援金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、支援金の交付を決定し、就労継続支援事業所支援金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第7条 前条の規定により支援金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定を受けた者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに就労継続支援事業所支援金変更等承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 支援対象経費の内容の変更(軽微なものを除く。)をしようとするとき。

(2) 支援対象経費の額の変更(20パーセントを超えない範囲の変更を除く。)をしようとするとき。

(3) 支援対象経費の支出を中止するとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めると

きは、就労継続支援事業所支援金変更等承認通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定を受けた者は、支援対象経費の支払が完了したときは、当該支払の完了した日から20日を経過する日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、就労継続支援事業所支援金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（支援金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、就労継続支援事業所支援金額確定通知書（様式第6号）により交付決定を受けた者に通知するものとする。

（支援金の交付の時期）

第10条 支援金は、前条の規定により確定した額を交付するものとする。ただし、市長が支援金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、同条の規定による額の確定の前に、支援金の全部又は一部を交付することができる。

（交付の請求）

第11条 第9条の規定による通知を受けた者は、支援金の交付を受けようとするときは、就労継続支援事業所支援金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条ただし書の規定により支援金の交付を受けようとする場合について準用する。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 支援金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(3) 支援金を他の用途に使用したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 交付決定を受けた者は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に支援金の交付を受けているときは、市長が指定する期日までに当該支援金を返還しなければならない。

（関係書類等の保存）

第13条 交付決定を受けた者は、第3条各号に掲げる費用のうち、支援金の額の算定の対象としたものに関する帳簿その他の支援対象経費に関する書類を令和3年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

就労継続支援事業所支援金交付申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 所在地  
法人名  
代表者氏名 印  
電 話

就労継続支援事業所支援金の交付を受けたいので、令和 2 年度水戸市就労継続支援事業所支援金交付要項第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 支援金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業所別補助金調書（別紙）
- (2) 支援対象事業所の申請月における利用者一覧表
- (3) 申請額個票に記載した支援対象事業所の生産活動収入の状況を確認できる書類

## 事業所別補助金調書

事業所名

代表者名

- 1 就労継続支援の開始後に初回の収入が発生した月

年 月

- 2 生産活動収入の状況（次のいずれかの該当する区分を記入すること。）

- (1) 1に記載した月が平成30年12月以前である場合

前事業年度の年間生産活動収入額

円

- (2) 1に記載した月が平成31年1月から令和元年12月までのいずれかである場合

初回収入発生月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入額×12

円 × 12 = 円

- (3) 1に記載した月が令和2年1月から同年3月までのいずれかである場合

初回収入発生月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入額×12

円 × 12 = 円

- 3 生産活動収入の減収の状況（次のいずれかの該当する区分を記入すること。）

- (1) 1に記載した月が平成30年12月以前である場合

ア 令和2年1月以降に、1か月の生産活動収入額が、前年同月比で50パーセント以上減少した月の減収の状況（該当する月が複数ある場合は、収入の減少率が最も多い月について記入すること。）

減収した月	減収した月の生産活動収入額（A）	減収した月の前年同月の生産活動収入額（B）	収入の減少率（A/B）

イ 令和2年1月以降に、連続する3か月間の生産活動収入額が、前年同期比で30パーセント以上減少した期間の減収の状況（該当する期間が複数ある場合は、収入の減少率が最も多い期間について記入すること。）

減収した期間	減収した期間の生産活動収入額 (A)	減収した期間の前年同期の生産活動収入額 (B)	収入の減少率 (A / B)

ウ 補助金基準額

(ア) アに該当する場合

2に記載した額 (C)	アの表のAに記載した額×12 (D)	C - D (E)

(イ) イに該当する場合

2に記載した額 (C)	イの表のAに記載した額×4 (F)	C - F (G)

(ウ) 基準額

EとGを比較して大きい方の額（当該額が500,000円を超える場合には、500,000円）

円

(2) 1に記載した月が平成31年1月から令和元年12月までのいずれかである場合

ア 令和2年1月以降に、1か月の生産活動収入額が、初回収入発生月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入額と比較して50パーセント以上減少した月の減収の状況（該当する月が複数ある場合は、収入の減少率が最も多い月について記入すること。）

減収した月	減収した月の生産活動収入額 (A)	初回収入発生月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入額 (B)	収入の減少率 (A / B)

イ 令和2年1月以降に、連続する3か月間の生産活動収入額が、初回収入発生

月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入額に3を乗じた額と比較して30パーセント以上減少した期間の減収の状況（該当する期間が複数ある場合は、収入の減少率が最も多い期間について記入すること。）

減収した期間	減収した期間の生産活動収入額 (A)	初回収入発生日から令和元年12月までの月平均の生産活動収入額×3 (B)	収入の減少率 (A/B)

ウ 補助金基準額

(ア) アに該当する場合

2に記載した額 (C)	アの表のAに記載した額×12 (D)	C-D (E)

(イ) イに該当する場合

2に記載した額 (C)	イの表のAに記載した額×4 (F)	C-F (G)

(ウ) 基準額

EとGを比較して大きい方の額（当該額が500,000円を超える場合にあっては、500,000円）

円

(3) 1に記載した月が令和2年1月から同年3月までのいずれかである場合

ア 令和2年4月以降に、1か月の生産活動収入額が、初回収入発生日から令和2年3月までの月平均の生産活動収入額と比較して50パーセント以上減少した月の減収の状況（該当する月が複数ある場合は、収入の減少率が最も多い月について記入すること。）

減収した月	減収した月の生産活動収入額 (A)	初回収入発生日から令和2年3月までの月平均の生産	収入の減少率 (A/B)

		活動収入額 (B)	

イ 令和2年4月以降に、連続する3か月間の生産活動収入額が、初回収入発生月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入額に3を乗じた額と比較して30パーセント以上減少した期間の減収の状況（該当する期間が複数ある場合は、収入の減少率が最も多い期間について記入すること。）

減収した期間	減収した期間の生産活動収入額 (A)	初回収入発生月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入額×3 (B)	収入の減少率 (A/B)

ウ 補助金基準額

(ア) アに該当する場合

2に記載した額 (C)	アの表のAに記載した額×12 (D)	C - D (E)

(イ) イに該当する場合

2に記載した額 (C)	イの表のAに記載した額×4 (F)	C - F (G)

(ウ) 基準額

EとGを比較して大きい方の額（当該額が500,000円を超える場合には、500,000円）

円

4 申請に関する確認事項

今後も就労継続支援を継続する意思を有する。

5 支援対象経費及び内訳

種類	品目, 数量等	所要額 (円)
施設及び設備の維持管理に要する費用		
販路の拡大に要する費用		
生産活動の転換に要する費用		
在庫の整理及び保管に要する費用		
広報活動に要する費用		
合計		

6 補助金申請額

(単位:円)

支援対象経費	基準額	申請額

※ 「申請額」の欄は、支援対象経費又は基準額のいずれか低い額を記入すること。

様式第 2 号（第 6 条関係）

就労継続支援事業所支援金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

水戸市長

年 月 日付けで申請のあった就労継続支援事業所支援金の交付について、下記のとおり決定したので、令和 2 年度水戸市就労継続支援事業所支援金交付要項第 6 条の規定により通知します。

記

- 1 支援金交付決定額 円
- 2 内訳
- 3 交付条件

様式第3号（第7条関係）

就労継続支援事業所支援金変更等承認申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 所在地  
法人名  
代表者氏名 印  
電 話

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知を受けた就労継続支援事業所支援金について、下記のとおり変更等をしたいので、令和2年度水戸市就労継続支援事業所支援金交付要項第7条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更等の内容
- 2 変更等の理由
- 3 添付書類  
変更等の内容が分かる書類

様式第4号（第7条関係）

就労継続支援事業所支援金変更等承認通知書

第 号  
年 月 日

様

水戸市長

年 月 日付けで申請のあった就労継続支援事業所支援金の変更等について、下記のとおり承認したので、令和2年度水戸市就労継続支援事業所支援金交付要項第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 承認の内容
- 2 変更前の支援金の額 円
- 3 変更後の支援金の額 円
- 4 内訳

様式第5号（第8条関係）

就労継続支援事業所支援金実績報告書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 所在地  
法人名  
代表者氏名 印  
電 話

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた就労継続支援事業所  
支援金に係る支援対象経費の支払が完了したので、令和2年度水戸市就労継続支援事業  
所支援金交付要項第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 実績額 円

2 添付書類

- (1) 実績額個票（別紙）
- (2) 支援対象経費の支払を証する書類

別紙

実績額個票

事業所名

代表者名

1 支出額及び内訳

種類	品目, 数量等	所要額 (円)
施設及び設備の維持管理に要する費用		
販路の拡大に要する費用		
生産活動の転換に要する費用		
在庫の整理及び保管に要する費用		
広報活動に要する費用		
合計		

2 実績額

(単位:円)

支援対象経費	基準額	実績額

※ 実績額については、支援対象経費又は基準額のいずれか低い額を記入すること。

様式第 6 号（第 9 条関係）

就労継続支援事業所支援金額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

水戸市長

年 月 日付けで申請のあった就労継続支援事業所支援金について、下記  
のとおり額を確定したので、令和 2 年度水戸市就労継続支援事業所支援金交付要項第 9  
条の規定により通知します。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 交付確定額 | 円 |
| 2 交付済額  | 円 |
| 3 返還金額  | 円 |

様式第7号（第11条関係）

就労継続支援事業所支援金交付請求書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 所在地  
法人名  
代表者氏名 印  
電 話

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知を受けた就労継続支援事業所支援金の交付を受けたいので、令和2年度水戸市就労継続支援事業所支援金交付要項第11条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 支援金請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本・支店
口座種別・番号	種別	番号
口座名義	フリガナ	
	名 称	